

令和2年6月26日

内閣府
子ども子育て会議御中

意見書

公益社団法人日本助産師会
常任理事 岡本美和子

本会議では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、全ての家庭において安心して子どもを産み子育てができるよう、そして一人ひとりの子どもが健やかに成長することを願い、支援策のさらなる充実に向けて検討を重ねてまいりました。

先の「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）では、多胎児をもつ子育て家庭等への支援に関して、今後検討を行うべきであるとしています。

現在、1年間の出産数における多胎児出産の割合は約1%であり、100人に1人が多胎児の母親です。多胎妊娠・出産は単胎児に比べ医療的依存度が高いうえに出産後の子どもの世話による疲労と睡眠不足、外出困難、孤立等から生じる身体的および精神的負担が非常に大きいと報告されています。また、多胎に特化した母子保健情報が入手し難い状況にあるともいわれています。多胎児の子育てが養育困難に陥りやすいと制度上示されていることから、多胎児を育てる母親と家族への支援は拡充される方向にはありますが、未だ都道府県格差の大きさが深刻な課題として残っています。

そこで、日本全国どの地域であっても多胎妊婦とその家族が平等に公的支援として多胎育児支援を受けられることを目的として以下のように要望をいたします。

要望事項

多胎妊婦とその家族を対象とした支援体制の確立と支援の充実を実施いただきたい。

1. 母子健康手帳と併用して活用できる、多胎妊娠・多胎育児のための副読本を全国に配布していただきたい。

妊娠の届け時に配布される母子健康手帳は、特に多胎を対象にしているものではありません。妊娠の経過や子どもの成長発達、出産後の育児方法など多胎特有のものがあり、母子健康手帳の内容が必ずしも多胎育児に合致するものではありません。また、母子健康手帳に掲載されている身体発育曲線は単胎児を対象にしているため、特に乳児期は有益な情報にはならず、多胎育児中の母親の不安を煽ることになりかねません。現在国内には、多胎育児研究の専門家や支援者らが中心となって作成した多胎妊娠・多胎育児のための副読本が数種類あります。そこには多胎の妊娠と出産、発育と発達、授乳方法等育児について心の準備や注意点がきめ細やかに記載されています。副読本を利用した多胎家族からの評価は良好であるにもかかわらず、現在のところ一部自治体での活用にとどまり全国的普及には至っていません。

以上のことから、多胎妊娠の全家庭を対象に副読本の配布がなされることを要望いたします。

2. 妊娠期からの多胎育児準備教室を全国の自治体で実施できるようにしていただきたい。

多胎妊婦とその家族にとって有益となる保健指導や情報提供が行われる体制整備の一環として、多胎妊婦とその家族のための育児準備教室が全国の自治体で実施されることが望まれます。現在、全国の自治体や医療機関で実施されている育児準備教室（両親学級等）は、基本的に単胎児の妊婦を対象としています。多胎特有の妊娠・出産・子育てについて妊婦のみならずパートナーや家族を対象に、正しい知識を提供し適切な支援に繋げていくことが求められています。また、準備教室には多胎育児経験者（ピアサポーター）にも参加してもらうなどして実際の子育てについて具体的イメージを持てるようにすることが、多胎育児に伴う困難さの軽減に寄与するものと考えます。

単胎のみならず多胎妊娠においても、出産、子育て期へと切れ目ない支援への取り組みを充実していただきたい。